

近年の激甚災害の指定状況 (2024 年 9 月 15 日時点)

政令名	災害名	主な被災地※1	主な適用措置								その他の適用措置
			3,4条	5条	6条	12条	16条	17条	19条	24条	
令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和 4 年等局激	—	●	●						●	
令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和 5 年 5 月 5 日の地震	石川県	●			●				●	
令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線・台風第 2 号	青森県・秋田県・茨城県・埼玉県・富山県・石川県・静岡県・和歌山県・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・大分県	○	○	○		○	○		○	

近年の激甚災害の指定状況 (2024 年 9 月 15 日時点)

令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第 7 号	京都府・兵庫県・鳥取県	●	○						○ ※2	
令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	台風第 12 号・ 第 13 号（熱帯 低気圧を含む）	茨城県・千葉県	●	●						●	
令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和 6 年能登半 島地震	石川県・富山県・新潟県・ 福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	令和 5 年等局激	—	●	●	●	●				●	

近年の激甚災害の指定状況 (2024 年 9 月 15 日時点)

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	梅雨前線	秋田県・山形県・島根県	○	○	○	●	○	○	○	○	○
---	------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※1 主な被災地域について、都道府県単位で記載

※2 公共土木施設等に係るものについては局激

【凡例】

- 「○」は本激（地域を指定せず、災害そのものを指定）、「●」は局激（市町村単位で災害を指定）
- 適用措置は、それぞれ「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する下記の措置

【主な適用措置】

- 3, 4 条：公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 5 条：農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- 6 条：農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 12 条：中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
- 16 条：公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 17 条：私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 19 条：市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 24 条：小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等